

## 国立民族学博物館部長会議規則

平成16年4月1日  
規則第 1 号

### (設置)

第1条 国立民族学博物館（以下「本館」という。）の業務運営並びに研究及び教育に関する重要事項を審議するため、部長会議を置く。

### (組織)

第2条 部長会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 館長
- (2) 各副館長
- (3) 各研究部長
- (4) 情報管理施設長
- (5) 学術資源研究開発センター長
- (6) 管理部長

2 部長会議に、管理部並びに情報管理施設の課長及び室長は、出席するものとする。

### (議長)

第3条 部長会議に議長を置き、館長をもって充てる。

2 議長は、部長会議を主宰する。

### (副議長)

第4条 部長会議に副議長を置き、副館長（企画調整担当）をもって充てる。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、その職務を代行する。

### (議事)

第5条 部長会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 部長会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (開催)

第6条 部長会議は、原則として毎月第2及び第4火曜日に開催するものとする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、臨時に部長会議を開催することができる。

### (意見の聴取)

第7条 議長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

### (庶務)

第8条 部長会議の庶務は、総務課において処理する。

### 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。